**技能実習生相談・支援体制マニュアル**

【相談事項】

１．緊急性が低い相談

仕事の相談は技能実習指導員：　　　　　　が対応する。

生活の相談は生活相談員：　　　　　　が対応する。

※すぐに解消できない場合は、監理団体による訪問指導又は定期監査時に播磨福祉医療協同組合担当者と解決を図る。

※必要であれば播磨福祉医療協同組合の監理責任者：大山純平に事前に内容を伝える。

２．緊急性が高い相談

生活相談員：　　　　　　又は技能実習責任者：　　　　　　に報告し、解決を図る。

※必要であれば播磨福祉医療協同組合の監理責任者：大山純平に内容を伝える。

【母国語相談】

実習生から相談があった場合、母国語での対応は播磨福祉医療協同組合の監理責任者：大山純平に連絡する。

※実習生個人でも、直接連絡できる体制となっている。

【病気・怪我の対応】

整形外科：　　　　　　を案内又は同行する。

内科：　　　　　　　　を案内又は同行する。

歯科：　　　　　　　　を案内又は同行する。

その他：　　　　　　　　を案内又は同行する。

【金銭について】

金銭の貸し借りは実習実施事業所職員及び技能実習生を含めて禁止する。

緊急性の高い理由がある場合は、技能実習責任者及び播磨福祉医療協同組合に報告し、対応を検討する。

【日本語学習】

１．日本語テスト

JLPT試験（7月・12月）は3か月前頃から申し込みが開始するので、希望があった場合には、

事務長：　　　　　　に報告し、申請を補助する。

２．日本語学習の相談を受けた場合、生活相談員：　　　　　　に相談する。

※必要に応じて播磨福祉医療協同組合に相談する。

播磨福祉医療協同組合連絡先

080-2954-6530（大山・高尾）